

第四十二号

職業能力開発促進法施行条例の一部改正について

職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例

職業能力開発促進法施行条例（平成二十四年徳島県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十五条の六第一項ただし書」を「第十五条の七第一項ただし書」に改める。

第三条中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

職業能力開発促進法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。